

【議事(1)】

「第3次山口市男女共同参画基本計画」の実施状況について(報告)

第3次山口市男女共同参画基本計画の実施状況

重点目標		指 標	基準(値) [令和3年度]	実績(値) [令和6年度]	実績(値) [令和7年度]	目標(値) [令和9年度]	対前年 度指標 の動き (※1)	目標 達成度 (※2)
基本 目標 1	(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	1 「男は仕事、女は家庭」という考え方の肯定割合	12.6%	－	－	減少させる	－	－
	(2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	2 男女共同参画が実現されていると思う市民の割合	35.2% [令和4年度]	39.9%	43.9%	70.0%	向上	低
		3 男女共同参画センターゆめぼらの認知度	22.1%	－	－	40.0%	－	－
	(3)職場における啓発活動	4 男女の地位が教育の場で平等と感じる人の割合	64.1%	－	－	増加させる	－	－
		5 家庭教育アドバイザーの数	27名	32名	36名	増加させる	増加	－
基本 目標 2	(1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	6 働きやすく、生活とのバランスがとれたまちだと思ふ市民の割合	33.1% [令和4年度]	39.8%	43.9%	50.0%	向上	中
		7 地域子育て支援拠点施設の利用者数	4,410人／月	4,887人／月	4,976人／月	5,017人／月 [令和7年度]	向上	高
		8 保育所等定員数	4,523人	4,961人	4,988人	5,053人	向上	高
		9 放課後児童クラブ定員数	2,667人	2,822人	3,187人	2,880人 [令和7年度]	向上	高
	(2)働く場における男女の活躍促進	10 地域包括支援センターを知っている市民の割合	53.9% [令和4年度]	57.9%	56.3%	63.0%	維持	低
		11 子どもを安心して産み育てられる環境が整っていると思う、子どもを持つ親の割合	67.3% [令和4年度]	70.3%	80.7%	75.0%	向上	高
		12 ポジティブ・アクションに取り組む事業者の割合	31.3% [令和2年度]	－	－	40.0%	－	－
		13 男女の地位が職場で平等と感じる人の割合	27.0%	－	－	40.0%	－	－
		14 審議会等の女性委員登用率	28.4%	30.9%	31.0%	40.0%	向上	低
		15 女性委員のいない審議会等の割合	13.5%	12.6%	12.9%	0%	低下	低
	(3)仕事と生活の調和の推進	16 市の管理職に占める女性職員の割合	11.5% [令和4年度]	12.9%	13.3%	15.0%	向上	中
		17 市職員の育児休業取得率	男性6.7%	男性79.2% 確定値	男性77.8% R8.3.31暫定値	男性100.0% [令和7年度]	－	－
		18 農業委員に占める女性の割合	25.0%	15.8%	15.8%	30.0%	維持	低
		19 自治会長に占める女性の割合	7.3%	8.3%	8.1%	10.0%	低下	低
	(4)地域・社会活動における男女共同参画の推進	20 地域づくり協議会の役員に占める女性の割合	16.8%	17.6%	16.2%	20.0%	低下	低
		21 男女の地位が地域社会で平等と感じる人の割合	32.8%	－	－	40.0%	－	－
		22 山口市防災会議に占める女性の割合	5.8%	3.9%	7.8%	30.0%	向上	低
		23 消防団員に占める女性の割合	8.0%	8.1%	8.0%	10.0%	低下	低

重点目標		指 標			基準(値) [令和3年度]	実績(値) [令和6年度]	実績(値) [令和7年度]	目標(値) [令和9年度]	対前年 度指標 の動き	目標 達成度
基本 目標 3	(1)男女間のあらゆる暴力の根絶	24	ドメスティック・バイオレンス(DV)にあたる行為を理解している人の割合	平手で打つ	78.4%	－	－	増加させる	－	－
		25		殴るふりをしておどす	69.1%	－	－	増加させる	－	－
		26		いやがっているのに性的な行為を強要する	81.6%	－	－	増加させる	－	－
	(2)生涯を通じた健康増進の支援	27		生活費を渡さない、必要とするお金を渡さない	74.5%	－	－	増加させる	－	－
		28		DV防止法の概要を知っている市民の割合	22.8%	－	－	30.0%	－	－
		29		DV相談窓口の認知度	46.4%	－	－	増加させる	－	－
	(3)困難を抱えた方への支援	30	自分が健康だと思ふ市民の割合		75.6% [令和4年度]	73.3%	71.3%	80.0%	維持	低

※1 対前年度指標の動き：まちづくりアンケートから実績値を取得しているものについては、6年度の実績値と比較して±3ポイント程度の統計誤差が出ることがあるので、基本的にこの範囲内の動きは「維持」としている。

※2 目標達成度

=

令和7年度実績値－基準値

目標値－基準値

高:達成度が70%以上
中:達成度が30%以上70%未満
低:達成度が30%未満

重点取組事項の実施状況

基本目標1 すべての世代が男女共同参画の意義を理解するための環境づくり

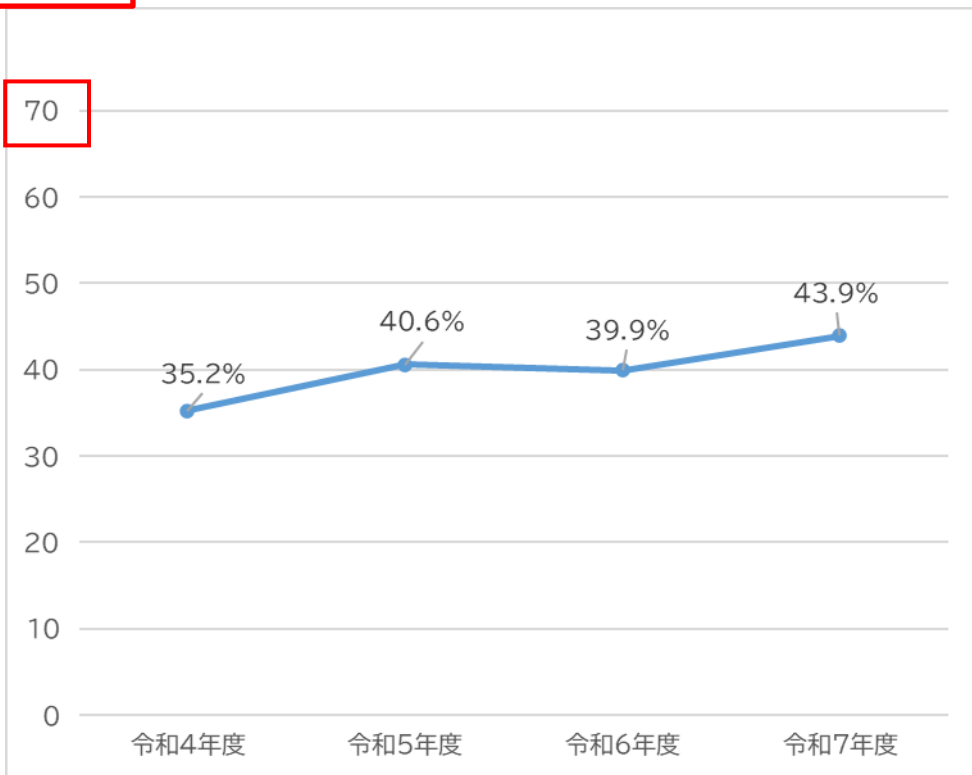
指標2:男女共同参画が実現されていると思う市民の割合

【普及啓発事業】

○令和6年度と比べて4ポイント増加。

○計画に掲げる諸施策を着実に実施していくことが重要。

目標70%



◆中村桂子氏 講演会
「いのちを愛づる」

・講師：
JT生命誌研究館名誉館長
中村桂子氏

・開催日：
令和8年1月18日

・会場：
山口県旧県会議事堂
夢交流ホール

・参加者数:125人

重点取組事項の実施状況

【普及啓発事業】

◆第3回山口市じんけんフェスタ

- ・出張！男女共同参画センター(会場:湯田温泉こんこんパーク)
- ・開催日:令和7年12月14日
- ・出展団体:8団体
- ・参加者数:682人



※センター事業(講座、イベント、研修会等)の参加者数の推移

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
515人 (13講座)	1,061人 (10講座)	1,207人 (15講座)	1,158人 (13講座)

◆ゆめぽら×(株)ポーラ 国際女性デーイベント

- ・「お肌健康診断+身体バランスチェック」
- ・「ハンドエステ体験」
- ・男女共同参画推進啓発パネルの展示、事業の紹介
- ・開催日:令和8年3月8日
- ・会場:山口市男女共同参画センター
- ・参加者数:32人

※同時開催の市民活動団体主催

マルシェイベント来場者数:250人

※本市と株式会社ポーラは、市の課題解決

や地域活性化の推進等を図るため、健康づくりや女性活躍支援に関することなど6項目について、包括連携協定を締結しています。



国際女性デー

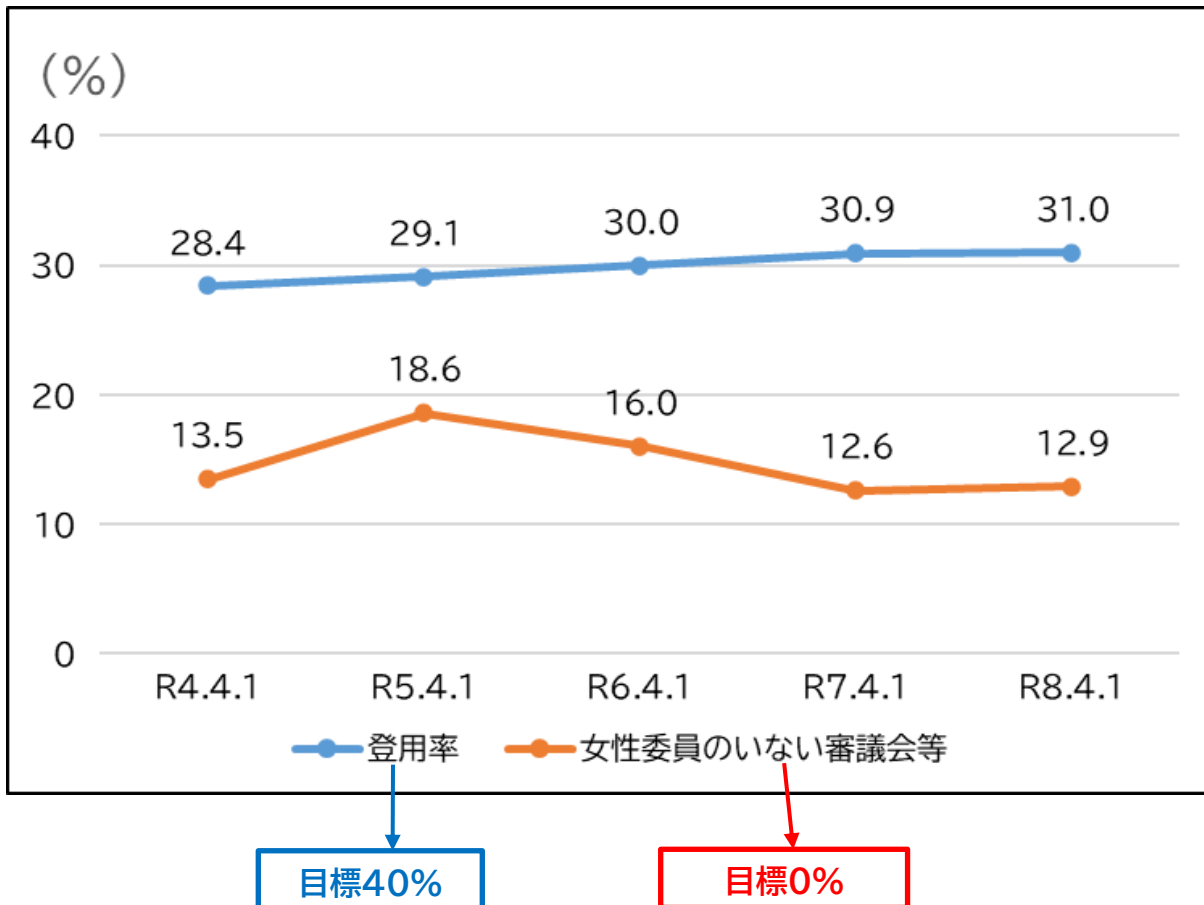
国際女性デーは、毎年3月8日に、女性の権利向上やジェンダー平等の実現を目指して世界中で取り組みを行う日です。女性の社会・経済・政治分野での貢献を称えるとともに、差別や不平等の解消に向けた意識を高める機会とされています。

重点取組事項の実施状況

基本目標2 あらゆる分野で男女ともが活躍できる環境づくり

指標14: 審議会等の女性委員登用率の推移

- 審議会等への女性委員登用率は、少しずつ上昇している。
- 令和8年4月1日は、31.0%で前年から増加(0.1ポイント増)。



指標17: 市男性職員の育児休業取得率

- 市男性職員の育児休業取得率は、概ね順調に上昇している。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 [R8.3.31 暫定値]
取得率 (※)	7.9% (※1)	36.7% (※1)	79.2%	<u>77.8%</u>
(参考) 取得者数	3人	11人	19人	28人

$$\text{取得率} = \frac{\text{子の出生後1年までに育休を取得した男性職員}}{\text{令和7年度に子が出生した男性職員}}$$

(※)育児休業2週間以上

(※1)「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」による参考値
(取得期間は問わない)

基本目標3 男女ともに健康で安全・安心な暮らしづくり

女性支援事業の取組

◆女性支援新法制定の背景

困難な問題を抱える女性への支援は、従来、売春防止法(昭和31年制定)に基づき、保護更生を中心とした支援として実施されてきた。近年は、DV、性暴力被害、生活困窮、孤立、心身の不調等、相談者が抱える課題が複雑化・多様化しており、本人の意思を尊重した継続的な支援体制の整備が求められている。こうした状況を踏まえ、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)が制定され、令和6年4月1日に施行された。

◆女性支援新法施行後の状況

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)は、令和8年4月で施行から2年を迎える。

DV、性暴力被害、生活困窮等により困難な状況に置かれている女性が、早期に相談につながり、必要な支援を継続して受けられる体制を整備することが、引き続き重要な課題となっている。

◆女性支援の取組

女性が抱える困難に関する相談は、県に設置されている山口県男女共同参画相談センター及び山口市男女共同参画センターに配置されている女性相談支援員が、電話や面談により受け付けている。

支援に当たっては、相談者一人ひとりの状況やニーズを丁寧に把握し、福祉サービス、関係機関、各種手続き等につなぐことで、安心して相談できる環境づくりと自立に向けた支援を進めている。

女性支援事業の概要

I. 根拠法及び対象者

1. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年制定／令和6年4月施行）

対象者：困難な問題を抱える女性（※）

※ 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年制定／平成13年10月施行）

対象者：配偶者からの暴力を受けた者（事実婚を含む）

3. 人身取引対策行動計画（平成16年12月→2009・2014・2022）

対象者：人身取引被害者

4. ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年制定／平成12年11月施行）

対象者：ストーカー被害者

II. 実施機関

1. 女性相談支援センター（※）及び一時保護所

※ 全ての女性相談支援センターが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられている。

2. 女性相談支援員

3. 女性自立支援施設

4. 困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体

※ このほか一時保護の委託先として、母子生活支援施設・民間シェルター等

厚生労働省社会・援護局
「困難な問題を抱える女性への支援について」
（令和7年3月）から

困難な問題を抱える女性

女性相談支援センター [49か所] ※ 配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけあり

- ・各都道府県 1 か所（徳島県のみ 3 か所）
- ・相談・カウンセリング・情報提供を実施

女性相談支援員

[全国1,690人]

- ・女性相談支援センターや福祉事務所等に配置
- ・相談・専門的技術に基づく援助等を実施

一時保護所 [各都道府県 1 か所]

- ・女性相談支援センターに併設
- ・民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等への一時保護委託
- ・中長期的な支援が必要な場合、女性自立支援施設への入所措置決定

女性自立支援施設

[39都道府県、47か所]

- ・生活支援、心理的ケア、自立支援を実施

民間シェルター

母子生活支援施設 等

福祉事務所・市町村

生活保護、生活困窮者自立支援、母子生活支援施設入所、保育所入所、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当の支給 等

母子家庭等就業・自立支援センター：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等

ハローワーク：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供

児童相談所：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

関係機関等

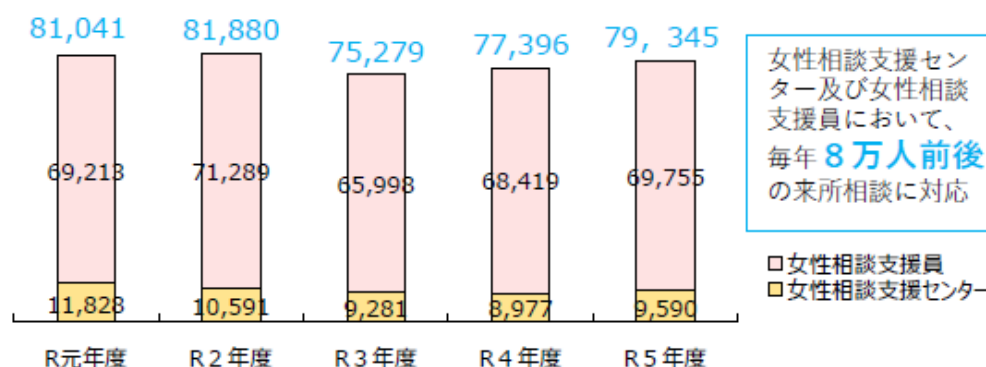
連携・協力

自立

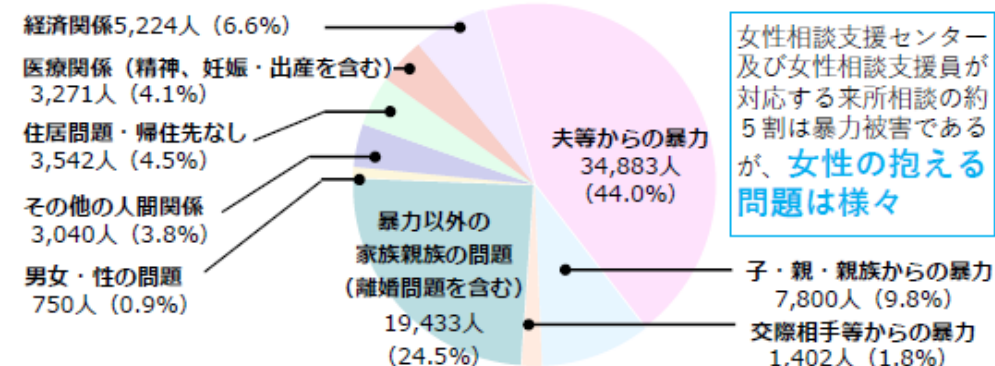
(令和6年4月1日現在)

女性支援の現状

● 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談人数



● 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談の内容

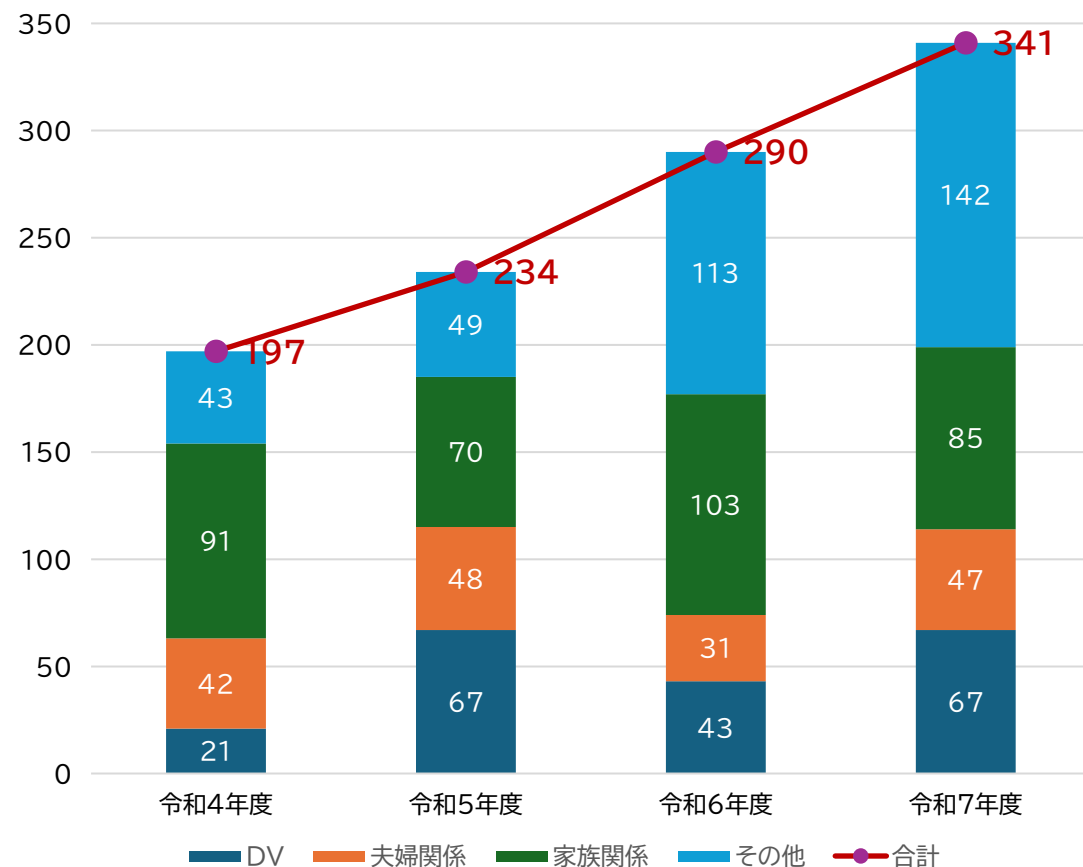


厚生労働省社会・援護局
「困難な問題を抱える女性への支援について」
(令和7年3月) から

重点取組事項の実施状況

本市女性支援事業の取組

◆山口市男女共同参画センターにおける相談受付件数の推移



◆主な取組

(1)相談窓口の周知:相談先や支援内容を分かりやすく発信し、困難を抱える女性が早期に相談できる環境づくりを進める。

(2)相談支援体制の強化:女性相談支援員を中心に、相談対応、同行支援、関係機関との連絡調整を実施し、相談者の状況に応じた支援につなげる。

◆年度別の体制整備

・令和7年度:人権推進課男女共同参画推進室の執務室を男女共同参画センター内へ移し、相談窓口を一元化することで、相談対応と関係部署との連携を円滑化した。

・令和8年度:女性相談支援員2名を配置し、DVに関する急な面談、各種手続きへの同行支援、関係機関との連絡調整など、相談者の状況に応じた支援を強化する。

◆評価指標

女性支援事業については、相談者への働きかけ、同行支援、他機関との連携等の支援件数を評価指標とし、支援の実施状況を把握しながら、相談支援体制の充実につなげる。

ひとりで悩んでいませんか？

山口市男女共同参画センターでは、山口市在住またはお勤めの方を対象に、配偶者や交際相手からの暴力やモラハラ、自分自身のこと、家族のこと、人間関係など、様々な悩みごとについて、相談（電話・面談）に応じます。

女性相談員による相談

☎083-934-2743

山口市男女共同参画センター ゆめぼぼら

相談受付

火曜日～土曜日

10:00～16:00

秘密厳守

- 面接での相談は事前に電話でご予約ください
- 祝日、年末年始はお休みです

山口市男女共同参画センター ゆめぼぼら

〒753-0074 山口市中央二丁目5番1号
(山口市民会館事務所2階)

相談窓口周知カード

【議事(2)】

次期山口市男女共同参画基本計画策定に向けた市民意識調査の
実施について

次期山口市男女共同参画基本計画の策定について

- ・現行の「第3次山口市男女共同参画基本計画」が令和9年度に終了することに伴い、次期計画（計画期間：令和10年度～14年度）の策定に向けた検討を令和8年度から行う。

計画の位置づけ

- ・山口市男女共同参画推進条例や関係法令の規定を踏まえ、男女共同参画に関連する4法に基づく各計画を「第4次山口市男女共同参画基本計画」として一体的に策定。

【現 行】

第3次山口市男女共同参画基本計画

- ・男女共同参画社会基本法に基づく計画
- ・女性活躍推進法に基づく計画
- ・DV防止法に基づく計画



【改 定】

第4次山口市男女共同参画基本計画

- ・男女共同参画社会基本法に基づく計画
- ・女性活躍推進法に基づく計画
- ・DV防止法に基づく計画

+

- ・女性支援新法に基づく計画

※4法に基づく各計画を一体的に策定

女性支援新法の概要

性的な被害や配偶者等からの暴力、生活困窮等の様々な困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、切れ目のない包括的な支援を提供することを目的とした法律（正式名称：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

次期山口市男女共同参画基本計画の策定について

策定スケジュール(案)

		令和8年度											令和9年度											
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
体制	全体												● 骨子案							● 素案		● 最終案	パブリックコメント●	● 策定
	男女共同参画推進本部 （本部会議）	● 第1回 (5/25)											● 第2回								● 第3回			
	男女共同参画推進本部 （調整会議）													庁内における調査・検討										
	男女共同参画推進審議会 （外部委員）			● 第1回 (7/30)						● 第2回				● 第3回						● 第4回				
	議会																							
調査	市民意識調査												● 公表											
	事業所調査																							

次期山口市男女共同参画基本計画策定に向けた市民意識調査の実施について

- ・令和8年度は、計画の具体的な検討を進めるため、市民の意見反映を目的とした市民意識調査を実施する。

市民意識調査(案)の概要

名 称	男女共同参画に関する市民意識調査	
目 的	市民の男女共同参画に関する意識を把握し、男女共同参画社会の実現に向け課題を抽出し、今後の男女共同参画行政施策を効果的に推進するための参考資料にするとともに、「第4次山口市男女共同参画基本計画」策定の基礎資料とする。	
対 象	満18歳以上の男性、女性 計2,000人	
抽出数 (年齢区分ごとに割当)	男性	女性
	1,000人	1,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	
調査方法	郵送方式及びWEB回答方式	
実施期間	令和8年9月から10月	

※別添資料

- ・資料2:調査票(案)
- ・資料3:調査設問一覧

調査項目	設問数		内 容
	今回	前回	
回答者の属性	5	6	性別、年齢、婚姻歴、子どもの有無、仕事
男女の地位の平等感	2	4	男女の地位の平等感、平等になるために重要なこと
男女の生き方	4	2	「男は仕事、女は家庭」という考え方等
女性の活躍	4	3	社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由等
就業	3	5	女性が職業を持つことについて等
仕事と家庭・地域活動の両立	3	7	男性・女性ともに育児や介護、家事、地域活動に参加するために必要なこと等
配偶者や交際相手からの暴力	9	4	法・相談窓口の周知度、配偶者間の暴力と認識される行為、被害経験の有無、相談状況、男女間の暴力を防止するための方策
(新規)困難な問題を抱える方への支援	3	0	これまでに抱えたことのある困難な問題、相談状況
性の多様性	0	1	
行政の取組	3	3	行政に望む取組、参画センター・特設ウェブサイトの周知度
	36	35	

【議事(3)】その他(報告) 市内企業・職場アンケート&ヒアリング調査について

【概要】

県内企業の経営者を対象に行われた「令和7年度 女性活躍に関する経営者アンケート」の結果をふまえ、「山口市企業・職場人権学習連絡協議会」の会員企業・職場を対象に、女性雇用の現状に関する簡易なアンケートを行うとともに、回答のあった数社に対して、女性活躍に関する基本認識や経営上の位置づけ、女性登用や人材育成・キャリア形成における現状と課題、行政に期待する支援等、具体的な事項についてのヒアリングを行う。

なお、調査の実施と分析にあたっては、商工振興部ふるさと産業振興課をはじめ、市が連携協定を結ぶ企業の協力を得ることで、民間のノウハウを活用し、効率性や有効性を高める。

【スケジュール案】

令和8年 7月	アンケート調査票案作成
8月～9月	アンケート実施
10月	ヒアリング対象企業・職場の選定、協力依頼
11月～12月	個別ヒアリングの実施
令和9年 1月～3月	結果のとりまとめと分析、報告書作成

※令和7年度 女性活躍に関する経営者アンケート

実施機関:やまぐち女性活躍応援団(事務局:山口県環境生活部男女共同参画課)

調査対象:県内事業所の経営者等(県内経済団体等を通じて依頼)

調査時点:令和8年2月1日

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/37/333079.html>

※山口市企業・職場人権学習連絡協議会(事務局:山口市人権推進課)

目的:人権が尊重された地域社会実現のため、企業・職場の社会的責任と自覚のもとに、会員相互が連携して、企業内における人権尊重の確保や啓発活動及び男女共同参画を推進する

会員数:市内81企業・職場(令和8年4月1日現在)